

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第 19 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合規則第4号)第115条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 8 年 9 月 4 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室 井 照 平

1	工事番号	環第 12 号
2	工事名称	旧ごみ焼却施設等解体工事
3	工事場所	福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神及び深川西地内
4	工種	解体工事
5	工事の概要	
	① 目的	マテリアルリサイクル推進施設建設に向けて、旧ごみ焼却施設及び旧管理庁舎を解体するもの。
	② 工事の概要	本工事は、性能発注方式(設計施工契約方式)にて実施する。 解体対象施設 1 旧ごみ焼却施設 構造:鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上6階、地下1階建て 延床面積:9,802㎡ 主要設備 (1) 受入・供給設備 (2) 燃焼設備 (3) 燃焼ガス冷却設備 (4) 排ガス処理設備 (5) 余熱利用設備 (6) 通風設備 (7) 煙突設備 (8) 灰出し設備 (9) 給水設備 (10) 排水処理設備 (11) 電気設備 (12) 計装設備 2 旧管理庁舎 構造:鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延床面積:923.38㎡ 付帯設備 (1) 駐輪場 (2) ボイラー室 (3) 浄化槽
6	工 期	契約締結の日から令和11年3月30日(金)
7	予定価格	2, 138, 400, 000円(消費税及び地方消費税込み)
8	低入札価格調査	地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設定しているので、調査基準価格を下回った入札を行った者は、開札後に、組合の行う事情聴取に協力すること。また、失格基準価格を下記のとおり設定しているので、この価格を下回った入札を行った者は失格となる。
	①	調査基準価格率の基礎数値 0.910
	調査基準価格の設定	調査基準価格は、調査基準価格率の基礎数値に開札時に代表者のくじ引きにより決定される0.000から0.009までのいずれかの数値(0.000に0.001を順次加えた数値)を加算して得られた数値(以下「調査基準価格率」という。)を予定価格に乗じて得た額(千円未満切捨)とする。
		調査基準価格＝予定価格×(調査基準価格率の基礎数値＋(0.000～0.009の数値))

	②	低入札価格調査における失格基準価格の設定	失格基準価格は、入札額(消費税及び地方消費税込み。以下同じ。)の低い順に5者(入札参加者が5者に満たない場合はすべての参加者。ただし、入札参加資格要件のうち業者登録要件、工種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者並びに入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者並びに入札額が予定価格を超過した者を除く。)の入札額の平均値に0.9を乗じて得た額(千円未満切捨)とする。ただし、失格基準価格が調査基準価格以上の場合は、調査基準価格を失格基準価格とし、失格基準価格が予定価格に調査基準価格率から0.05を減じて得た数値を乗じた額(千円未満切捨)以下の場合は、この額を失格基準価格とする。 失格基準価格＝入札額の低い順に5者の平均額(税込)×0.9 ただし、予定価格×(調査基準価格率-0.05)≤失格基準価格≤調査基準価格の範囲内
	9	入札参加資格要件	本工事は、会津若松地方広域市町村圏整備組合旧ごみ焼却施設等解体工事に係る共同企業体取扱要綱の規定に基づく、特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)による共同施工とする。
	①	特定JVの構成	特定JVは自主結成とし、構成員は2者とする。
	②	構成員の組み合わせ	特定JVの構成員は、管内業者又は準管内業者1者以上を含む構成とする。 会津若松地方広域市町村圏整備組合の入札参加資格者名簿登録において、構成市町村内(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町)にある本社若しくは本店を登録している業者を管内業者。構成市町村内にある支店若しくは営業所を登録する業者を準管内業者という。
	③	特定JVの代表者	・地元業者どうしの組合せの場合は、構成員による自主的な選定で代表者を決定するものとする。 ・地元業者と地元業者以外の組合せの場合は、経営事項審査結果の総合評定値の最も大きな者を代表者とする。
	④	代表者の出資割合	代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。
	⑤	構成員の出資割合	特定JVの構成員のうち、最小の出資者の出資割合は30%以上とする。
	⑥	入札に参加できる特定JVの構成員は、入札時(入札参加申込期限日及び開札日)において下記の要件を満たしている者とする。	
	代表者となる構成員	建設業の許可等	建設業法第3条第1項の規定による解体工事について、特定建設業の許可を受けていること。
		資格総合点数	解体工事について、総合評定値が350点以上であること。 総合評定値とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当工種の総合評定値の点数をいう。
		工事施工実績	元請として地方公共団体の所有する一般廃棄物焼却施設(処理能力が200t/日以上)の解体工事実績があること。(厚生労働省の廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づいて実施したものに限る。)
		技術者の配置	この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者(下請契約の請負代金額の合計が5,000万円以上となる場合は、監理技術者)として施工現場に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は専任を要しない。(いずれの技術者も入札日(＝開札日をいう。)以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。) 現場代理人を施工現場に常駐配置できること。ただし、本組合が定める常駐義務の緩和要件等に該当する場合はこの限りでない。(配置する現場代理人は正社員であること。) この工事に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を配置すること。なお、当該責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号の資格要件を満たす者であること。
	その他の構成員	建設業の許可等	建設業法第3条第1項の規定による解体工事について、特定建設業の許可を受けていること。
		資格総合点数	解体工事について、総合評定値が350点以上であること。 総合評定値とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当工種の総合評定値の点数をいう。
		技術者の配置	主任技術者を専任で配置できること。(入札日(＝開札日をいう。)以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)

共通	会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿(建設工事)のうち、解体に登録されていること。	
	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
	会津若松地方広域市町村圏整備組合工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。	
	当該工事の入札参加において、2以上の共同企業体の構成員を同時に兼ねることはできない。	
	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	
10	入札参加の申込	
	① 提出書類	・制限付一般競争入札参加申込書(特定建設工事共同企業体)(指定様式) ・特定建設工事共同企業体協定書(指定様式)の写し
	② 提出方法	必ず指定様式によりFAXで送信すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡をすること。
	③ 提出先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 業務係 電話番号 0242-27-9004 FAX番号 0242-27-9005
	④ 入札参加申込期間	令和8年9月4日(金)から令和8年11月4日(水) 午後5時15分まで
11	設計図書等の貸出	
		設計図書等については、記憶媒体(DVD-R)を貸出する。希望者は貸出申請書(貸出場所にあり)により申請すること。
	① 貸出場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 3階 住所:会津若松市神指町大字南四合字オノ神494番地3
	② 貸出期間	入札参加申込期間内とする。
12	現場見学会	
	① 期間	令和8年9月9日(水)から令和8年9月30日(水)
	② 見学時の人数制限	・1者あたり10名まで ・特定JVの構成員(特定建設工事共同企業体協定書締結前でも可能)と合同で見学する場合は、合計10名までとする。
	③ 申込書類	現場見学会申込書(指定様式)
	申込方法	下記担当までメールで申し込むこと。なお、送信後は、確認のために電話連絡すること。 担当:施設整備室施設整備係 電話番号:0242-27-9004

14	入札方法	
	① 提出書類	入札書及び価格内訳書（指定様式） - 入札書及び価格内訳書は、郵便入札用封筒に同封し、封印(裏面に割印)すること。 - また、入札書記載金額(税抜き)と価格内訳書の合計金額は一致すること。 - 組合指定サイズの郵便入札用封筒の表面に開札日、件名、裏面に会社住所、商号又は名称を明記すること。
	② 入札方法	郵便による入札。
	③ 郵送方法	一般書留又は簡易書留による。
	④ 宛先	〒965－0032 会津若松市旭町3－19 若松旭町郵便局留 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 行
	⑤ 入札書到着期限	令和8年11月6日(金) 午後3時00分まで 上記宛先に必着。
15	開札日時等	
	① 開札日時	令和8年11月10日(火) 午後2時00分
	② 開札場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 3階会議室 住所 会津若松市神指町大字南四合字オノ神494番地3 電話番号 0242－27－9004
16	入札回数	初度のみの1回とする。ただし、失格基準価格を下回る入札者(以下「当該者」という。)が2者以上生じ、入札不調となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。
17	入札保証金	免除
18	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者については、審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより組合に提出し、到着の有無を環境センター業務係に確認すること。なお、落札候補者が、組合が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 (提出先)会津若松地方広域市町村圏整備組合 事務局 環境センター 業務係 電話番号 0242－27－9004 FAX番号 0242－27－9005
19	入札の無効	
	①	本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
	②	地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
	③	会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札に係る郵便入札実施施行要領第8条に該当する入札
	④	その他、入札条件又は組合において特に指定した事項に違反した入札
20	契約事項	会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事請負契約規程(平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合告示第6号)並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事請負契約約款に基づき契約締結する。
21	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第101条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
	①	この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
	②	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
	③	請負代金額が500万円未満の工事請負契約で、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第102条第1項第6号の規定に該当する場合
22	支払条件	会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款第34条の規定に基づく前金払の支払いについては、令和9年4月1日(木)から請求できるものとする。 また、会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款第34条の規定に基づく中間前金払は、令和10年4月3日(月)から請求できるものとする。

23	その他
①	応札者が1者の場合でも入札は実施する。
②	郵便による入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めたとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
③	契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。
④	当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得及び会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札に係る郵便入札実施施行要領を熟知のうえ、入札に参加すること。
⑤	契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、CORINS((一財)日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム)に登録すること。
⑥	入札結果(落札業者、落札金額等)については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ(https://www.aizu-kouiki.jp)において閲覧が可能。
⑦	本工事は、労務費ダンプ調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後に速やかにその理由の確認を行う。 ア 理由の確認方法：書面の提出又は電話によるヒアリング イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。 書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。
⑧	本工事は、会津若松地方広域市町村圏整備組合週休2日工事実施要領の対象外とするが、全ての月で4週8休以上を踏まえた工事日程となるよう、努めること。
⑨	なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 業務係 に問い合わせのこと。 電話番号 0242-27-9004 FAX番号 0242-27-9005